

承認による時効の更新に関する一考察

—最高裁第三小法廷令和2年12月15日判決の批判的考察を通して—

川 上 生 馬

第1章 はじめに

第1節 問題とその背景

第2節 本稿の構成

第2章 最高裁第三小法廷令和2年12月15日判決

第1節 事案の概要

第2節 最高裁判旨

第3節 本判決の評釈と疑問点

第4節 小括

第3章 時効更新事由としての「承認」

第1節 更新制度の概要

第2節 承認による時効の更新の根拠

第3節 金山直樹の見解

第4節 小括

第4章 弁済充当と時効の更新

第1節 法定充当と時効の更新

第2節 充当指定と時効の更新

第3節 小括

第5章 結びにかえて

第1節 令和2年判決について

第2節 本稿のまとめと今後の課題

第1章 はじめに

第1節 問題とその背景

民法(債権関係)改正により、時効制度の根幹をなす時効期間および起算点が見直され、期間の計算に関わる中断・停止が更新・完成猶予に改められるなど、時効制度はその形を大きく変えた。後者に関しては名称が変わっただけであり、大きな変化はないと評されることが多いが、期間の見直しがあったことを踏まえると、その運用に関して今後変化がみられる可能性は否定できない。このように注目すべき改正があったものの、消滅時効制度そのものの存在理由に関しては大きな議論はみられなかった。

従来、時効は公益のための制度であるといわれ⁽¹⁾、その存在理由について様々な議論が展開されてきたが、その実は様々な場面で当事者の意思が介在しており、決して公益のためだけの制度ではない⁽²⁾。筆者はこれまでも、公益のための時効制度の中に私的自治(当事者の意思)が介在していることを踏まえ、時効制度をどのように理解し、運用すべきかという問題意識のもとに研究を行っている⁽³⁾。時効の援用や時効利益の放棄は、まさに債務者の意思が表れるものであり、債務者の利益に直結している。また、本稿で取り扱う時効の更新においてもその事由ごとに当事者の意思や態度といったものが評価に取り込まれると考えられ、債権者の視点からみるならば、自身の権利の存続という利益のために債権回収に向けた動きをとることを求めたものであると評価することもできる。

本稿の問題意識の出発点である最高裁第三小法廷令和2年12月15日判決民集74巻9号2259頁(以下、「令和2年判決」とする。)も、当事者の

-
- (1) 梅謙次郎『訂正増補 民法要義巻之一』(有斐閣、1984年、明治44年版復刻) 369頁、富井政章『訂正増補 民法原論第一巻』(有斐閣、1985年、大正11年合冊版復刻) 625頁など。
 - (2) 同様の指摘はこれまでも多くなされてきたが、これが一般化される様子はみられない。
 - (3) 拙稿「消滅時効期間の合意による変更の判断要素に関する一考察」法と政治71巻1号(2020年) 307頁以下参照。

意思の解釈の余地と時効制度の関係性が問題となった。詳しくは後述するが、同判決は複数ある同種の金銭債務のうち、そのいずれにも満たない額を債務者が充当指定することなく弁済した場合、債務者は「各元本債務が存在することを認識しているのが通常であり、充当指定できるにもかかわらずこれをしていないのであるから、当該一部弁済は複数ある同種の債権すべての時効を更新（中断）すると判示した⁽⁴⁾。すなわち、一部弁済から債務者の意思を推認し、そこから債権者の意思をも推認することで、上記判断を下したものと評価することができる。このような同判決に対する理解を前提とし、本稿では以下の視点から分析を試みたい。すなわち、「承認」によりなぜ時効更新という効果が生ずるのか、また、当事者の意思を十分に解釈することなく推認するという処理は果たして時効制度の趣旨と整合性が取れているのか、これらを踏まえ、「承認」に該当する行為から債務者の意思を考慮する必要があるか、その必要があるとして、どのような要素に基づき評価すべきかについて、本稿で分析を試みる。

第2節 本稿の構成

以上の問題意識に基づき、本稿では、令和2年判決を出発点として、承認により時効の更新が認められている理由から、承認による時効の更新の場面での当事者の意思の考慮等について検討したい。そこで、第2章では、令和2年判決の内容と評釈で述べられている同判決の意義、そして、本稿の問題意識に関連する議論について紹介を行い、疑問点を抽出する。第3章では、なぜ「承認」により時効期間が更新されるかの根拠についての一般的な理解を紹介し、本稿の問題意識と密接に関わる金山直樹の見解を概観することで、同種の複数債権の一部弁済が承認による時効の更新を直ちにもたらすものではないことを示す。第4章では、時効の更新の範囲

(4) 本稿では、引用部分等を除いては原則として更新と表記し、場合によっては併記する。

の限定という視点から弁済充当制度と時効の更新の関係性について考察を行い、同一当事者間に存在する同種の複数債権の一部弁済という場面で、承認による時効の更新をどのように判断すべきかを検討する。そして、第5章において、第4章での検討結果を踏まえて、本稿の出発点となる令和2年判決に対する評価を行うとともに、時効の更新の判断における当事者の意思の解釈において考慮すべき要素をいくつか示し、今後の検討課題に言及したい。

第2章 最高裁第三小法廷令和2年12月15日判決

第1節 事案の概要

亡A(父)は、平成16年10月17日に長男であるYに対し、253万5000円を貸し付け(以下、この貸付けを「本件貸付け〔1〕」という。)、平成17年9月2日に400万円を貸し付け(以下、この貸付けを「本件貸付け〔2〕」という。)、平成18年5月27日に300万円を貸し付けた(以下、この貸付けを「本件貸付け〔3〕」といい、本件貸付け〔1〕及び〔2〕と併せて「本件各貸付け」という。)。Yは、平成20年9月3日になって、Aに対し、弁済を充当すべき債務を指定することなく、貸金債務の弁済として、78万7029円を支払った(以下、この弁済を「本件弁済」という。)。その後、Aが平成25年1月4日に死亡し、三女であるXが本件各貸付けに係る各債権を全て相続した。なお、本件に先立ち、YはXに対して遺留分減殺請求訴訟を起こしている⁽⁵⁾。

Xは、平成30年8月27日、Yに対し、本件各貸付けに係る各貸金及びこれに対する平成20年9月4日から支払済みまで民法(平成29年法律第44号による改正前のもの。以下同じ。)所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める本件訴訟を提起した。Yが、同法167条1項に基づ

(5) 同訴訟に関しては、金山直樹「判批」民商法雑誌158巻1号(2022年)141頁以下にて、事件の経緯が紹介されている。

き、本件貸付け〔2〕及び〔3〕に係る各債務（以下「本件債務〔2〕及び〔3〕」という。）の時効消滅を主張するのに対し、Xは、本件弁済により同法147条3号に基づく消滅時効の中断の効力が生じていると主張して争った。

さいたま地裁川越支部令和元年7月29日判決（原々審）は、本件各債権の消滅時効の起算点を確認したうえで、中断等がなければすでに各債権につき、時効期間が満了していることを確認し、本件弁済がされた際、AないしはYにおいて、本件貸金のいずれに充当するのかについて指定がされたといえるような事情も認められないことからすれば、法定充当（民法489条）によるのが相当であるとする。そして、充当先としては、弁済期が先に到来したと解される本件貸付け〔1〕であるとし、平成20年9月3日に弁済がされているから、Yにおいてこれを承認したもとして時効が中断し、本訴提起日の平成30年8月27日には未だ消滅時効期間は完成していないと判断した。他方で、本件貸付け〔2〕及び〔3〕は、成立日から10年の経過により消滅時効が完成し、消滅したと判断した。なお、AがYに対して債務免除を行った旨、Yが主張していたが、これについては証拠がないとして棄却されている。東京高裁令和2年1月29日判決（原審）も第1審と結論としては同じであるが、その判旨において「Aに対して複数の別個の債務を負う債務者であるYが弁済する際の合理的意思としては、当該弁済により別個の債務全てについてまでその存在を知っている旨表示したとは考え難く、当該弁済が充当されるものについてその旨表示したと認めるのが相当である。」として、当事者の合理的意思を考慮したうえで、法定充当により充当された債務につき承認があったとした（単に法定充当された債務につき承認があるとした第1審判決とはこの点で異なる）。

Xが上告受理申立て。

第2節 最高裁判旨

一部破棄自判、一部却下

「同一の当事者間に数個の金銭消費貸借契約に基づく各元本債務が存在する場合において、借主が弁済を充当すべき債務を指定することなく全債務を完済するのに足りない額の弁済をしたときは、当該弁済は、特段の事情のない限り、上記各元本債務の承認（民法147条3号）として消滅時効を中断する効力を有すると解するのが相当である（大審院昭和13年（オ）第222号同年6月25日判決・大審院判決全集5輯14号4頁参照）。なぜなら、上記の場合、借主は、自らが契約当事者となっている数個の金銭消費貸借契約に基づく各元本債務が存在することを認識しているのが通常であり、弁済の際にその弁済を充当すべき債務を指定することができるのであって、借主が弁済を充当すべき債務を指定することなく弁済をすることは、特段の事情のない限り、上記各元本債務の全てについて、その存在を知っている旨を表示するものと解されるからである。

これを本件についてみると、前記事実関係等によれば、本件弁済がされた当時、AとYとの間には本件各貸付けに係る各債務が存在し、借主であるYは弁済を充当すべき債務を指定することなく本件弁済をしているのであり、本件弁済が本件債務〔2〕及び〔3〕の承認としての効力を有しないと解すべき特段の事情はうかがわれない。そうすると、本件弁済は、本件債務〔2〕及び〔3〕の承認として消滅時効を中断する効力を有するというべきである。したがって、Xが本件訴訟を提起した平成30年8月27日の時点では、本件債務〔2〕及び〔3〕の消滅時効はまだ完成していなかったことになる」として、Xの請求を認容した。

第3節 本判決の評釈と疑問点

第1款 本判決の意義

本判決は、同一当事者間に金銭消費貸借に基づく複数の債権が存在する場合において、充当指定なく一部弁済がなされると、特段の事情のない限り、全ての元本債務について承認があったものとする最高裁としてはじめて判断したものである⁽⁶⁾。この判断につき、「債権者は、個々の債務について承認がなされていることを立証しなくても、充当の指定のない一部の弁済がなされていることを立証することで、全ての債務について承認による時効の中断が生じているとすることができる。その結果、時効中断事由の承認に関する債権者の立証の負担は、個々の債務全てについての承認を立証するよりも、緩やかなものといえる」と評価されている⁽⁷⁾。また、

(6) 本判決に関する評釈としては、茂木明奈「判批」法学セミナー796号（2021年）123頁、嶋津元「判批」新・判例解説Watch29号（2021年）71頁以下、田中洋「判批」法学教室487号（2021年）153頁、香川崇「判批」判例秘書ジャーナルH J 100111（2021年）1頁以下、櫻井博子「判批」最先端技術関連法研究第20号（2021年）89頁以下、丸山愛博「判批」現代消費者法52号（2021年）102頁以下、河津博史「判批」銀行法務21866号（2021年）86頁以下、西中字紘「判批」金融法務事情2162号（2021年）84頁以下、濱田広道「判批」金融法務事情2176号（2021年）19頁以下、三宮裕監修・秋山円「判批」ビジネス法務21巻10号（2021年）49頁、本村健ほか「判批」旬刊商事法務2271号（2021年）88頁以下、匿名「判批」金融・商事判例1615号（2021年）30頁以下、匿名「判批」金融・商事判例1618号（2021年）17頁以下、匿名「判批」金融法務事情2160号（2021年）69頁以下、匿名「判批」判例時報2487号（2021年）23頁以下、匿名「判批」判例タイムズ1482号（2021年）47頁以下、中野琢郎「判批」ジュリスト1563号（2021年）100頁以下、匿名「判批」Westlaw Japan新判例解説1236号（2020WLJCC125）（2021年）1頁以下、匿名「判批」登記情報715号（2021年）65頁以下、黒田直行「判批」JA金融法務612号（2021年）50頁以下、金子敬明「判批」金融法務事情2169号（2021年）18頁以下、北居功「判批」『民事判例23－2021年前期』（日本評論社、2021年）86頁以下、小島庸輔「判批」早稲田法学97巻2号（2022年）143頁以下、谷健太郎「判批」金融・商事判例1636号（2022年）28頁以下、白石大「判批」ジュリスト臨時増刊（令和3年度重要判例解説）1570号（2022年）60頁以下、堀口久「判批」銀行法務21880号（2022年）17頁以下、小野秀誠「判批」私法判例リマークス64号（2022年）6頁以下、金山・前掲注（5）141頁以下、瀬古口祐基「判批」金融法務事情2189号（2022年）33頁以下、氷見哲洋「判批」法学協会雑誌140巻3号（2023年）432頁以下等がある。また、調査官解説として、中野琢郎「判解」法曹時報73巻9号（2021年）215頁以下がある。

(7) 小島・前掲注（6）149頁。

「法定充当により充当される債務の範囲でのみ、債務承認のあったものと解した原審を否定したことにより、一部弁済がなされた場合の充当の指定と、承認の範囲とは、別個に判断されるべきものであることを明らかにした⁽⁸⁾」との評価もみられる。最高裁のこのような判断は、大審院昭和13年判決と同様の判断であり、大審院が明らかにしなかった理由付けを明らかにした点も注目に値するとされている⁽⁹⁾。

第2款 評釈からみえる本判決の疑問点

令和2年判決に関する評釈では主に(A)充当指定なき弁済が全債務の承認にあたることとしたことへの評価、(B)本判決の射程、(C)令和2年判決のいう「特段の事情」、(D)時効期間満了後の一部弁済による自認行為と援用権の制限の4つの内容について論じられている。紙幅の都合から、以下(1)では、上記4点について論じられている主な内容を紹介するととどめ(第3章で取り上げる金山のものは除く)、(2)で、本稿の問題意識に即した議論を抽出する。

(1) 各評釈の紹介

(A) 充当指定なき弁済が全債務の承認にあたることへの評価 (否定的・限定的に捉える見解)

茂木は、「特段の事情がなければ借主が全債務の存在を認識しており、借主による充当指定の欠如がその旨の表示であるとまでいってよいか」と疑問を呈する。「既に弁済や免除等によって消滅した債務があると信じているケースや、実際に消滅した債務があるのに消滅の証拠が残っていないケース等もありうる」として、「(a) 全債務の存在を認識している、(b) 全てではないが複数の債務の存在を認識している、(c) 残存する債務はあと1つと認識している」という3つの可能性があるとし、「充当指定の有

(8) 櫻井・前掲注(6)97頁。

(9) 小島・前掲注(6)149頁。

無にかかわらず一部弁済から確実に読み取れるのは、何かしらの債務が残っていることの認識に過ぎない」とする⁽¹⁰⁾。

小野は、茂木と同じく疑問があるとした上で、「通常は、他の債務を認識していないからこそ、充当指定しなかったはず⁽¹¹⁾」であり、「同一の当事者間に数個の金銭消費貸借契約による複数の債務がある場合に、債務者が充当の指定なく一部弁済したときに、本判決のように、指定しないで弁済することが全債務を認識しているとの理由になるとすることは、広範にすぎる」とし、「むしろ、各当事者のいずれが充当指定すべきであったかを信義則に応じて判断する必要がある」と指摘する⁽¹²⁾。

金子は、「債権総論的な一般論を立てることを避け、同一の貸主との間で自ら数個の金銭消費貸借の借主となった者が貸主に対して一部弁済をしたという事例に、議論を自覚的に限定している点に」特徴があり、限定された事例において妥当する判断を行ったと分析する。そのうえで、茂木の指摘にあったすべての債務を認識していると直ちにいえるかという問題に対しては、「本件では、3回という比較的少ない回数、利息等の定めのない金銭消費貸借が親子間でされ、しかも1回目の少額の一部弁済が問題となっており残債務額の計算は容易であったという事情があるので、当該一部弁済の際に3個の元本債務のすべてを認識していたと比較的いいやすかった」という事情があったものであり、限定要素が1つでも欠けた場合に令和2年判決と同じ基準で判断が行えるのかについては慎重な検討が必要であると指摘する⁽¹³⁾。

〈肯定的に捉えようとする見解〉

丸山は、最高裁が一部弁済をした債務者は全債務の存在を認識しているとした点については、茂木が挙げる3パターンのうちのどれかを原則とし

(10) 茂木・前掲注(6)123頁。

(11) 小野・前掲注(6)8頁。

(12) 小野・前掲注(6)9頁。

(13) 金子・前掲注(6)20頁。

なければならないところ、「債務は履行されなければならない」との理由から、令和2年判決が全債務の存在を認識していることを原則とせざるを得なかったとの評価を行っている⁽¹⁴⁾。そして、同判決が債務者が充当指定できたのにしなかったことをもって全債務の承認としたことについては、「指定をすれば承認の範囲を限定できる」とも読めるが、「債務承認の範囲は債務者の意思のみによって定まるものではない」としたうえで、「全債務の存在を認識して充当すべき債務を指定して一部弁済を行った債務者の態度をどのように評価すべきかということであるから、充当を指定した債務のみの承認とする余地も、全債務の承認とする余地もあると解すべき」であるとして、「判旨の該当部分は、充当指定できるのにしなかったという事実を述べるに過ぎない」と理解する⁽¹⁵⁾。

香川は、時効中断(更新)原因である「承認」が観念の通知であるとしたうえで、「承認は意思表示ではないが、準法律行為として、法律行為に関する規範の類推適用を受ける」とし⁽¹⁶⁾、客観的解釈説(「法律行為制度は、表示によって生じた社会的期待、特に表示を受けた者の期待を保護するという機能を果たしており、法律行為の解釈の目標は、当該具体的事情のもとで表示者が意欲したものとして当該の表示が意味したところのものが何であったかを明らかにすること」)の基準として、「①当事者の実質的意図、②慣習、③任意規定、④信義則」を挙げ⁽¹⁷⁾、これらの視点から令和2年判決の意義の検討を指定充当がある場合を含め行っている。同判決をどのように理解できるかについては、①による理解と④による理解の余地があるとする。①に関しては、指定充当が可能でありながらこれを行わなかった点を「各元本債務の存在を前提にして、そのいずれに充当しても良いという債務者の意図を推認した」とし、債務者の意図を「各元本債

(14) 丸山・前掲注(6)107-108頁。

(15) 丸山・前掲注(6)108頁。

(16) 香川・前掲注(6)4頁。

(17) 香川・前掲注(6)4-5頁。

務の存在を前提に、そのうちのいずれかを消滅させることを目的とするものであり、このような一部弁済により、債務者が各元本債務全ての存在を認識していると相手方に期待させたと認めたとみることができるとする。もっとも、①の理解に従うと、通常は債権者が期待できないような場合であっても、債務者の行為により債権者が期待してしまうという場合もあるとし、④による解釈を行う。すなわち、「指定充たなき一部弁済がいずれの債務の存在の認識の表示なのか不明確であり、それゆえに債権者は上記期待を抱くこととなった」と評価し、「債務者は観念の通知の内容を決定できる地位にありながら、充た対象を明確にした弁済をしなかったのであるから、信義則に照らして、債務者は自己に不利な解釈を受けてもやむを得ないと解する余地も」あるとする⁽¹⁸⁾。

小島は、仮に、「債務者による全ての債務の存在の認識が推定されないとするならば、債権者は、承認による時効の中断が生じていることを主張する債務について、債務者がその存在を認識していたことを個々に立証しなければならぬ⁽¹⁹⁾」になるが、「それが専ら債務者の内心に関わるものであるから、債権者にとって、債務の存在の認識を個々に立証することは、極めて困難であり、一部とはいえ弁済がなされたにもかかわらず、時効の中断を全く主張できないという過酷な結果が生じうる⁽²⁰⁾」と指摘する。そこで、「債務の存在の認識が債務者の内心に関わることであるから、債務者自身が承認による時効の中断が争われている債務について、それを認識していなかったことを立証するとした方が理にかなっていると考えられる。本判決の基礎には、こうした立証責任の転換の必要という規範的考慮があるといえないか⁽²¹⁾」とする。

鳴津は、まず令和2年判決を「(1)借主は、自らが契約当事者となっ

(18) 香川・前掲注(6)6頁。

(19) 小島・前掲注(6)154頁。

(20) 小島・前掲注(6)154-155頁。

(21) 小島・前掲注(6)155頁。

ている数個の金銭消費貸借契約に基づく各元本債務が存在することを認識しているのが通常であること」、「(2) 借主は弁済の際に充当すべき債務を指定することができることを根拠に」、「(3) 借主が弁済充当をせず弁済することは、特段の事情のない限り、各元本債務の全てについてその存在を知っている旨を表示するものと解される」という3要素に分ける。そして、同判決を理解する際に考えられるアプローチとして、「債務者の認識それ自体を問題とするという、主観的なアプローチ」が考えられるとする。これはつまり、「当該債務者はどの債務についてその存在を知っている旨を表示する意思を有していたのかを考えるという方法であり、原審はこのアプローチをとったものとする⁽²²⁾。他方で、(1)(3)をみると「本判決は通常の債務者の認識態様を根拠として債務者の具体的な意思を推認しているようにも見える」が、「(2)の指摘は、債務者の合理的意思の解釈という主観的アプローチに親しまない」と評価する⁽²³⁾。そして、「当該債務者は充当すべき債務を指定することができるという指摘は、充当すべき債務を指定できたにもかかわらずそれを行わなかった債務者の行為に対する評価、つまり、当該債務者は各債務の存在を承認したと評価されてもやむを得ないという評価を含意するものと考えられる」ため、「本判決は、当該債務者がどの債務を承認したことになるのかを客観的に評価したものであると考えるのが相当である」とする⁽²⁴⁾。

〈一部弁済合意と捉える見解〉

北居は、「全債務を完済するのに足りない額の弁済をしたときは、当該弁済は」にいう「弁済」は法定充当による弁済ではなく、「『一部弁済合意』を指している」とし、「本判決は、債務のすべてを弁済するのに足りない給付の場合に、当事者間の充当対象となり得る既存の複数の債務のすべてを

(22) 嶋津・前掲注(6)73頁。

(23) 嶋津・前掲注(6)73頁。

(24) 嶋津・前掲注(6)74頁。

対象とする一部弁済合意が成立し、その故に、その範囲にあるすべての債務について債務承認を認めることを原則ルールとする」と解釈する⁽²⁵⁾。債務者と債権者の残債務に対する認識にずれが生じている場合には、「一部弁済合意の規範的解釈によって、両当事者が合意したとみるべき債務の範囲が定められる」とし、債務者の認識に落ち度があれば、債務者の認識していない債務についても一部弁済合意がなされたと解釈できるとする⁽²⁶⁾。

（B）本判決の射程

北居は上記（A）の理解から、一部弁済合意があったとみられる場面一般において、その弁済合意の対象となった債権の時効期間が中断（更新）するとする⁽²⁷⁾。

これに対して、金子は、債権者が弁済の受領時に充当指定をした場合がその射程に含まれるかについて、「本件は、金銭消費貸借が親子間でされた事例であったが、貸主および借主がそれ以外の属性を持つ事例にも妥当するか。当事者の属性を限定する手掛かりは判決文には特に見当たらない」と投げかけつつも、「本判決の提示した準則が有用性を発揮することは、それほど頻繁には起こらないように思われる」として、射程が限定されると評価している⁽²⁸⁾。

(25) 北居・前掲注（6）88頁。

(26) 北居・前掲注（6）89頁。

(27) 北居・前掲注（6）89頁。

(28) 金子・前掲注（6）21頁。

射程外の場面として、銀行等の標準的な取引約定書で、債務者（顧客）が一部弁済をした際に、銀行等は一方的な充当指定をすることができ、債務者はそれに異議を唱える余地が与えられていない場面や、主債務者を相続した保証人のした支払を債権者（信用保証協会）が保証債務の履行として取り扱ったが、保証債務の附従性から当該弁済が主債務の承認にあたりとされる場面を挙げる。他方で、射程が及ぶ場面として、継続的な売買関係がある場合であって、「買主の一部弁済の都度、その時点における残代金債務の全部ないし全額について承認したとみるべき」場合や「貸金業者と借主の間で基本契約が締結されており、各貸付はそれに基づいて実行され、借主による弁済が当該基本契約に基づく借入金の全体に対して行われるものと解される」場合を挙げる（金子・前掲注（6）21頁。）。

丸山は、「各債務が存在していることを債務者が認識していることが通常と評価しうる範囲に及ぶ」とし、利息が伴う場合にも射程が及ぶとする。さらに、過払金返還債務についても貸金業者はその範囲を認識しているといえるため、射程が及ぶとする⁽²⁹⁾。

田中や香川は、同一当事者間に複数の契約に基づく複数の債権が存在する場合については、本判決は妥当しないとしている⁽³⁰⁾。

小島は、「複数の売買契約に基づく代金債務」の場面にも及ぶとする一方で、「自らが契約当事者となっている」ことを前提としていることに着目し、「複数の不法行為に基づく損害賠償債務」には及ばないとする。また、債務者による充当の指定がある場合には、その射程は及ばず、「充当の指定の対象となっている債務についてのみ承認が生じ、別段の事情がない限り他の債務に承認が生じるものでない」とする⁽³¹⁾。そして、議論の分かれ目として、債権者による充当指定と債務者による異議の有無を挙げ、令和2年判決が「『借主が弁済を充当すべき債務を指定することなく』という文言通りに、債務者が充当の指定をすることができるにもかかわらず給付時に充当の指定をせずに、債権者が充当の指定をするときにも及ぶ」と解している⁽³²⁾。

(C) 令和2年判決のいう「特段の事情」の内容

茂木は、令和2年判決の立場では、先述の(b)(c)が特段の事情に該当し、債務者がこれを立証しなければならないとし、「弁済等の証拠の長期保存が困難であることに対する救済という消滅時効の制度趣旨の1つが機能しない懸念がある」と指摘する⁽³³⁾。

(29) 丸山・前掲注(6)108頁。

(30) 田中・前掲注(6)153頁、香川・前掲注(6)7頁。

(31) 小島・前掲注(6)156頁。

(32) 小島・前掲注(6)156-157頁。

(33) 茂木・前掲注(6)123頁。

北居は、債務者が自己の認識に落ち度がなかったことを証明することが、「特段の事情」であるとする⁽³⁴⁾。

香川は、「特段の事情」とは、①の視点からは「各元本債務全ての存在の認識を表示したという相手方の通常の期待が認められない事情」を指すとし、④の視点からは、「内容の不明確な表示の原因が債務者でない場合」を指すとする。④について具体的には、「数個の金銭消費貸借契約に基づく各元本債務が存在することを債務者が認識し得ない正当な理由がある場合や債務者が充当指定し得ない正当な理由がある場合」が想定されるとする⁽³⁵⁾。

嶋津は、「弁済を行った債務者の具体的な意思を債務者の通常の認識態様に照らして推認するというアプローチを採ったものとして本判決を理解する場合、『特段の事情』とは、当該推認を妨げる反証が認められる場合を指すと考えられ」、「充当すべき債務を指定することができるにもかかわらずそれを行わなかった債務者の弁済を当該債務者による各債務の存在を知っている旨の表示として客観的に評価したものとして本判決を理解する場合、判旨における『特段の事情』とは、右の評価を妨げる事情を指すものと解される」としている。具体的には、「債務者が各元本債務の存在を認識しているのが通常であるとはいえない状況がある場合」や「債務者が各元本債務の存在を認識しているのが通常であるといえるようなときであっても、何らかの正当な理由によって債務者が充当すべき債務を指定することができなかつたような場合」を指すとする⁽³⁶⁾。

なお、小野は、そもそも「特段の事情」による処理を否定している。すなわち、「たんなる『特段の事情』でカバーするよりも、弁済行為に債務承認の効果を肯定できる場合かどうかを検討する構成によれば、債務者の

(34) 北居・前掲注（6）89頁。

(35) 香川・前掲注（6）6-7頁。

(36) 嶋津・前掲注（6）74頁。

承認手続への関与や方法を比較的包括的に考察できる利点がある」とする⁽³⁷⁾。

(D) 時効期間満了後の一部弁済による自認行為と援用権の制限

茂木は、時効完成後の自認行為の場面でも令和2年判決の射程が及ぶとすれば、「複数債務の時効完成後に借主が充当指定をせずに少額の弁済をすれば実質的に全債務が復活することになりかねない」と指摘しており⁽³⁸⁾、小野も同様の指摘を行っている⁽³⁹⁾。

他方で、丸山は、時効の利益の放棄としての承認に関しては、信義則により解決が図られるものであるとする⁽⁴⁰⁾。

(2) 本稿の問題意識からの考察

(1) でみたように、令和2年判決については評価が様々であり、多くの議論を呼んでいるが、その原因は(A)に示した点ですでに議論の方向性にばらつきが見られることにあるであろう。時効更新事由において、「承認」は他の更新事由とはその在り方が異なるため、そもそもなぜ承認により時効の更新が起こるのかという点に着目する必要がある⁽⁴¹⁾。

また、何をもって承認があったとするかに際して、茂木の指摘にあるように実際に債務者が各債務を把握できていたのかといった債務者側の事情を考慮する必要性を訴えるもの⁽⁴²⁾や、意思表示受領者である債権者側の

(37) 小野・前掲注(6)8頁。

(38) 茂木・前掲注(6)123頁。

(39) 小野・前掲注(6)8頁。

(40) 丸山・前掲注(6)109頁。

(41) 評釈の中には、債務者の承認により債権者に生じた期待・信頼を保護するため時効が更新すると考える実体法説や債務者自身の承認がまさに債務が存在することの証拠たり得るとする訴訟法説を紹介するものがあるが、どの視点にたつかが明らかにされているものは少ない。

(42) 茂木・前掲注(6)123頁。

期待の考慮の必要性を示す香川の見解があり⁽⁴³⁾、上記の点とともにいかなる要素を判断に取り込むのかという点も重要である。あくまで、一部弁済から確実に読み取れるのは、当該債務者に何かしらの債務が残っていることの認識があるということに過ぎない⁽⁴⁴⁾。承認の有無について考える際、後述するように債権者の期待という視点が重視されるが、あわせて債務者側の認識も考慮すべきである。時効の存在理由において、債権者側の事情として「権利の上に眠る者は保護に値しない」、債務者側の事情として「証拠保全の負担からの解放」があるように、その具体的な判断の場面である時効の更新においても両当事者の事情を考慮する必要がある⁽⁴⁵⁾。以上に示した各評釈において、その検討の方向性に違いが出たのは、これらの点について各々の立ち位置が違ったからではないであろうか。そこで、第3章での考察を通して、本稿の立場を明らかにしたうえで、一部弁済と時効更新事由たる承認に関する検討を行いたい。

第4節 小括

以上簡単にはあるが、令和2年判決についてどのような理解がなされているかを紹介した。第3節で取り上げたように、やはり重要な問題は「承認」の対象の決定方法とその理論的基礎付けである。「借主は、自らが契約当事者となっている数個の金銭消費貸借契約に基づく各元本債務が存在することを認識しているのが通常」という令和2年判決の評価はあまりに広範にすぎる⁽⁴⁶⁾。同判決は、対象場面を同一当事者間の同種の債権に限定しているが、同判決の理由付けをもってすれば、当事者間にいかなる種

(43) 香川・前掲注(6)5頁。

(44) 茂木・前掲注(6)123頁。

(45) なお、北居は一部弁済合意がなされているとの評価を行っているため、いかなる内容の合意がなされたかという視点で、両当事者の意思の解釈を行っており、本稿のものは別のアプローチであるが、両当事者の意思解釈の必要性を説く点で共通している(北居・前掲注(6)89頁。)

(46) 小野も同様の評価をしている(小野・前掲注(6)9頁。)

類の債務があっても、いずれかの一部でも弁済すればすべての時効期間が更新されるともいってしまうのではないか。すなわち、令和2年判決の理論では、承認の対象を同種の債務に絞る根拠が不明瞭であり、そもそもなぜ「承認」によって時効が更新されるのか、また、明示的承認だけでなく、一部弁済による黙示の承認によっても時効が更新されるとする理由を明確にせず、「債務者は自己の債務を把握している」とのもっともらしい一般論で判断がされているように思われる。

上記のように債務者側の実際の認識をどのように評価するのかという問題、そして弁済という事実から両当事者の意思をどのように解釈して導くのかという問題は、時効制度の趣旨と密接に関連しており、裁判所はこれらの視点を抜きにして時効更新事由としての承認の有無を判断すべきではないといえる。この点につき、一步踏み込んだものとして、金山が令和2年判決の評釈において詳細な検討を行っているため、第3章では更新制度の概要、その趣旨に触れたうえで、金山の指摘を整理したい。

第3章 時効更新事由としての「承認」

第1節 更新制度の概要

時効の更新とは時効障害の1つであり、「それまで進行していた時効期間の経過を無意味なものとし、時効完成の基礎となる事実がなお存在するときには新たに時効の進行が開始される⁽⁴⁷⁾」ことを指す。更新事由としては、民法147条に規定される「裁判上の請求」等、同148条に規定される「強制執行」等、そして、本稿で取り扱う同152条に規定される「承認」があげられる。

「時効障害については、おおむね、権利者による権利の実現または確保に向けた権利の主張がされたと認められる事由がある場合、および権利者に権利行使を期待することは難しいと認められる事由がある場合に時効の

(47) 佐久間毅『民法の基礎1 総則』(有斐閣、第5版、2020年)418頁。

完成が猶予され、権利の存在を確たるものとして認める事由（または、権利存在の高度の蓋然性を示す事由）があれば時効が更新される⁽⁴⁸⁾と理解されている。まさに、時効更新事由とは時効制度の趣旨である、永続した事実状態の尊重、権利の上に眠る者は保護に値しない、証拠保全の負担からの解放というものを否定する事象であると理解されているといえる。すなわち、「権利の存在を確たるものとして認める事由（または、権利存在の高度の蓋然性を示す事由）があれば、権利者に権利不行使の怠慢はなく、事実状態を真の権利状態であると認めるべき基礎もなくなる。そのため、時効の更新が認められる⁽⁴⁹⁾」ということとなる。

「承認」については、「請求や差押えがいずれも権利者の側の行為であるのに対し、承認は、時効中断により不利益を被るはずの義務者の側からする行為である⁽⁵⁰⁾」とされるように、他の更新事由は基本的に裁判所の関与あってのことであるのに対し、「承認」は債務者の行為のみによって更新の効力を生ぜしめるものである。では、いかなる理由から、「承認」により時効の更新の効力が認められるのか。次節において、第3節で取り上げる金山やその他論者も言及するところであり、同様の理解をする起草者および鳩山、ならびに近時の見解として松久の考えを概観したい。

第2節 承認による時効の更新の根拠

「承認」とは、「時効の利益を受ける当事者が、時効によって権利を失う者に対して、その権利の存在することを知っている旨を表示すること⁽⁵¹⁾」とされている。

梅は、承認により時効の更新（中断）の効力が認められる理由について以下のように述べている。すなわち、「承認者ハ既ニ相手方ノ権利ヲ認ム

(48) 佐久間・前掲注(47) 418頁。

(49) 佐久間・前掲注(47) 419頁。

(50) 山野日章夫『民法概論1 民法総則』（有斐閣、2017年）350-351頁。

(51) 我妻榮『新訂 民法総則』（岩波書店、1965年）470頁。

ルカ故ニ相手方ハ其者カ後日ニ至リ其権利ヲ認メサルカ如キコトアラサルヘキヲ信スルハ人情ノ当ニ然ルヘキ所ナリ故ニ之ヲ以テ怠慢者トシテ時効ニ因リ権利ヲ失ハシムルハ酷ニ失スルモノト謂フヘク且其権利ハ承認ニ因リテ一旦明確ト為ルカ故ニ承認ヲ以テ中断ノ原因ト為シタルナリ⁽⁵²⁾」と述べている。このことから、承認を受けた債権者は、今後、債務者が自発的に弁済すると期待し、権利行使をあえて行わずに待つという選択をするであろうから、このような場合にまで権利行使につき怠慢であるとして時効の効果を生じさせるべきではないと梅は理解していたといえる。同じく、鳩山は、「承認」の性質が争われた大審院大正5年10月13日判決民録第22輯1886頁⁽⁵³⁾の評釈において、「債務者ガ債務存在ノ事実ヲ認識セル旨ヲ権利者ニ対シテ通知スルトキハ、権利者ハ此通知ニ信賴シテ権利行使ヲ為サルコト多カルベク、此ノ如キ場合ニ於テ縦令権利ノ行使ヲ為サルモ権利者ニ責ムベキ所アルニアラズ、権利者ハ其権利ノ上ニ眠レルモノトナスベカラザルナリ⁽⁵⁴⁾」と述べており、やはり、承認があった場合、債権者は権利行使を一度止める、すなわち、債務者からの弁済を期待し、これを待つというのが通常であるところ、権利の上に眠る者ではないと評価されるべきであるとされている。

近時においても、松久は「時効期間内に『承認』(と目される行為)があり、時効期間経過後に権利行使するも、債務者が時効を援用することによって債権者が権利を強制的に実現する法律上の手段を奪われることが不当であると評価される場合には、右『承認と目される行為』は中断事由

(52) 梅・前掲注(1)380頁。

(53) 債務者である銀行が債権者の預金に対し、銀行の帳簿に預金の利子を元金に組み入れる旨を記入したが、そのことを債権者に通知していなかった場合に、時効の中断(更新)が認められるかが争われた。大審院は「承認」は債権者に対する意思表示であるため、表示行為がなければ承認はなかったものとして扱われる旨、判示している。

(54) 鳩山秀夫『民事判例研究 第1巻』(良書普及会、1920年)149頁。

として『承認』にあたる⁽⁵⁵⁾』とし、『承認』が中断事由とされるのは、債権者の信頼を保護するためであるが、その信頼が保護されるのは、債務者によって惹起された信頼のために債権者が権利主張形式（裁判上の請求など：筆者注）による中断行為を控えている間に、時効を進行、完成させ債務者に時効の援用を許すことは不当⁽⁵⁶⁾』であると理解する（なお、松久は中断（更新）事由である承認があったか否かについては、事後的に評価されるものであるとの指摘を行っており⁽⁵⁷⁾、このような理解は承認が債務者による行為によるにもかかわらず更新の効力を有することとも親和的であり、筆者も同様の見解にたつ。）。

以下では、上記の理解に従って、時効の更新と複数債務の一部弁済との関係を検討したい⁽⁵⁸⁾。この点、先にも述べた通り、令和2年判決に関する評釈において、金山が詳細な検討を行っており、最新の重要な先行研究であるといえるため、次節では金山の見解を概観したい。

第3節 金山直樹の見解

金山は令和2年判決の評釈において、「本件を契機に立法的判決を下そうという最高裁の意図を見て取ることができる⁽⁵⁹⁾」と指摘したうえで、「けれども、最高裁が提示した一般的・抽象的な法命題には、疑問を禁じ得ない⁽⁶⁰⁾」としており、とりわけ、「本件のように子が親から借金をした場合には、適切な解決をもたらすことができない⁽⁶¹⁾」とする。この評価の

(55) 松久三四彦『時効制度の構造と解釈』（有斐閣、2011年）70頁。

(56) 松久・前掲注（55）70頁。

(57) 松久・前掲注（55）70頁。

(58) 前掲注（41）に示したほかに、時効の援用や放棄と同じく、承認においても倫理的な考慮が入っているとして、債務者が認めた以上は何の手続きもなくそれだけで時効の中断（更新）を認めてよいとする見解もみられる（星野英一『民法概論Ⅰ（序論・総則）』（良書普及会、改訂版、1993年）268頁など）。

(59) 金山・前掲注（5）145頁。

(60) 金山・前掲注（5）145頁。

(61) 金山・前掲注（5）145頁。

背景には、令和2年判決での争いの背景に相続財産の争いという事実があるにもかかわらず、そのことを最高裁が捨象していることもあろう⁽⁶²⁾。

茂木や金子が指摘したことに触れつつ、これら指摘の本意について、「〈充当指定のない一部弁済〉という前提だけから、債務者の知・不知に関するデフォルトルール〈経験則〉を構築することに無理があると言いたいのであろう⁽⁶³⁾」としたうえで、「単刀直入に言えば、そのレベルでデフォルトルールを構築する試みそのものが、無謀なのである⁽⁶⁴⁾」と指摘しており、これについては筆者も同意見である。

それでは、裁判所はどのように判断すべきであったかにつき、金山は、「なぜ承認によって時効は中断するのか⁽⁶⁵⁾」という点に立ち返って検討を行っている⁽⁶⁶⁾。

まず、「承認」が観念の通知であることから、そこに時効中断(更新)の効果を欲する意思は必要とされない点を確認したうえで、前述の梅、鳩山や松久の考えを踏まえ、「承認によって時効が中断するのは、単に債務者が債務の存在を認めたからではない。債務の存在を認めた債務者であれば自発的に弁済するだろうと、債権者が期待・信頼し、それゆえ権利を行使しなかったとしても、その不行使の責めを問われるいわれがないというのが、その理由である。このように、時効の根拠論に根ざす形で、承認の問題は論じられるべきである⁽⁶⁷⁾」とし、過去の判例の分析に移る⁽⁶⁸⁾。

(62) 金山・前掲注(5)145頁。

(63) 金山・前掲注(5)148頁。

(64) 金山・前掲注(5)148頁。

(65) 金山・前掲注(5)145頁。

(66) 他の評釈においてもこれらについては言及されているが、本稿では筆者の問題関心との関係から金山の議論に焦点をあてたい。

(67) 金山・前掲注(5)151頁。

(68) なお、すでに金山の研究により過去の判例の詳細な分析が行われているため、本稿では関連する判例について、同研究を基に紹介することとし、各判例の検討は他日に期したい。

小切手による一部弁済が残債務の承認にあたるとした最高裁昭和36年8月31日判決民集15巻7号2027頁が「『承認は、観念の通知として時効を中断する』という命題を当然視して機械的に適用するだけであって、なぜ一部弁済によって残債務の時効が中断するのか、その理由を何ら述べていない⁽⁶⁹⁾」と指摘する。また、令和2年判決が引用している大審院昭和13年判決についても、同一当事者間で4回の貸付けが行われ、3回弁済を行っていたという事情があったものであり、学説からも批判があったことをもって、「先例として評価するには慎重でなければならず⁽⁷⁰⁾」、「少なくとも、本件最高裁判決のように、当然のごとくに先例として位置づけることはできないはずである⁽⁷¹⁾」とする。

金山は、これまで最高裁が承認により時効が中断（更新）する理由に十分には言及してこなかったと指摘するのに加え、承認の「対象」についても以下のような分析を行っている。すなわち、大審院大正4年4月30日判決民録21輯625頁が、法人の清算にあたって、清算人が把握している債権者に対して各別に債権を届け出るよう催告することは「其債権者ニ対シ会社ノ負担スル債務アルコトヲ認識シテ為スモノニシテ其債務存在ノ事実ヲ認ムルニ出スル意思表示ナレハ之ヲ以テ其債務ノ原因数額等一切ノ事実ヲ承認スルモノト為スコトヲ得スト雖モ時効中断ノ効カラ生スヘキ承認アルモノト為スハ当然ナリ」として、債務の承認にあたり、すべての債権の時効が中断（更新）するとしたことにつき、「判旨のいう『債務』とは、具体性も特定性も欠く抽象的なもの、より正確に言えば、債務の存在可能性に過ぎ⁽⁷²⁾」ず、その根拠について同判決は当然であるとするにとどまっておき、「そもそも清算人は、債務内容が明らか分らないからこそ、判明した債権者に対して、債権を申し出るように催促しているに過ぎない。

(69) 金山・前掲注（5）151頁。

(70) 金山・前掲注（5）152頁。

(71) 金山・前掲注（5）152頁。

(72) 金山・前掲注（5）153頁。

だから、催促は、全債務の認識を示したものとして評価することはできない⁽⁷³⁾」と指摘する。なお、このように考えられるにもかかわらず、大審院が当然として時効の中断(更新)を認めたことにつき、「法人の清算に際しては、債権者が完全な満足を受けることは見込めないので、せめて時効で切り捨てることは避けるべきだという政策的判断が働いたのであろうか⁽⁷⁴⁾」と疑問を投げかける。他方で、包括的に弁済の猶予を求めた場合には、各債務の時効は更新(中断)されないとした大審院大正7年11月2日判決民録24輯2117頁では、どの債務について支払の猶予が求められたかについて明らかにされる必要があり、その立証責任は債権者が負うとされたことにつき、大審院大正4年判決とは対照的であるとする。そして、一部弁済が弁済期後になされるものであるという理解を前提に、一部弁済は残債務の弁済の猶予を求める意味合いもあるとして、債権者が債務者による一部弁済でどの残債務についての承認がなされたのかを特定しなければならぬと理解できるとする⁽⁷⁵⁾。

以上の分析を踏まえ、金山は時効更新(中断)の根拠に立ち返って、令和2年判決の「あるべき判旨」の検討を行っている。

梅、鳩山、松久の考えに基づくと、「承認は、効果意思までは必要ないとしても、それを受けた債権者が債務者による自発的な履行を期待・信頼できるようなものでなければならぬはずである⁽⁷⁶⁾」とし、債務者が債権の認識を表明することと弁済の期待を生じさせることは必ずしもイコールではないと指摘する(例として金山は、「100万円の借金があることは認めるが、弁済するつもりはない」と債務者が述べた場合を挙げる)⁽⁷⁷⁾。そのため、「承認による時効中断の効力を判定するためには、〈承認は観念の

(73) 金山・前掲注(5)153頁。

(74) 金山・前掲注(5)153頁。

(75) 金山・前掲注(5)154頁。

(76) 金山・前掲注(5)155頁。

(77) 金山・前掲注(5)155-156頁。

通知である〉という型通りの定式に満足することなく、それによって債権者が抱く期待や信頼という点に目を向けなければならない⁽⁷⁸⁾と訴える。

以上の理解のもと、大審院大正7年判決が「複数の債務を負担する債務者が支払猶予を求めた場合、どの債務について猶予を求めたかが個別具体的に特定できるものでなければならない⁽⁷⁹⁾」としたことについて、令和2年判決では個別具体的に特定できる要素が見当たらないところ、大審院大正7年判決の基準を緩和して、「〈残債務全部〉という形で包括的に特定することができるかが問題となる⁽⁸⁰⁾」とする。重要な点は債権者の期待・信頼であることから、「一部弁済がなされた場合において、承認の対象たる債務が特定されていなくても、債権者が、債務者による残債務全部の履行を期待・信頼できるときには、残債務全部につき、時効の中断を認めるべきである⁽⁸¹⁾」。なお、この際、充当指定がなされたかどうかは直接的には関係しないとしている⁽⁸²⁾。

以上を踏まえ、金山は、あるべき判旨は「借主が、数個の金銭消費貸借契約に基づく複数の元本債務につき一部弁済をした場合、その弁済を充当すべき債務を指定したかどうかに関わりなく、すべての残債務につき履行をするとの期待ないし信頼を貸主に抱かせたときは、残債務全部についての承認があったものとして消滅時効を中断する効力を有する⁽⁸³⁾」というものであり、このように判示すれば、「法律知識に乏しい者が一部弁済をしただけでは、すべての残債務につき不意打ち的に時効が中断することはないので、法律知識に富んだ狡猾な債権者を利することもない⁽⁸⁴⁾」とする。残債務についての時効中断（更新）の有無は、「すべての残債務につき履

(78) 金山・前掲注（5）156頁。

(79) 金山・前掲注（5）158頁。

(80) 金山・前掲注（5）159頁。

(81) 金山・前掲注（5）159頁。

(82) 金山・前掲注（5）159頁。

(83) 金山・前掲注（5）159頁。

(84) 金山・前掲注（5）160頁。

行をするとの期待ないし信頼を貸主に抱かせた」ことを貸主が証明したときに限られるとしている⁽⁸⁵⁾(なお、債務は本来履行すべきではないかとの反論があり得ることについては、それは時効にかかっていない債務についてのみ言えることであり、中断(更新)の有無が争われる場合におけるこのような反論は、結論先取りの議論でしかあり得ないとしている⁽⁸⁶⁾)。

第4節 小括

本章では、時効の更新事由たる「承認」について、更新の効力を生じ得る根拠について確認し、令和2年判決を基に金山が行っている指摘を紹介した。時効制度の趣旨との接続なく令和2年判決についての議論がなされていたことを指摘するとともに、一部弁済をすれば時効が更新されるというシンプルな理解に潜んだ問題点を指摘している点で金山の指摘は非常に重要である。もっとも、金山は「法律知識に乏しい者が一部弁済をしただけでは、すべての残債務につき不意打ち的に時効が中断することはない⁽⁸⁷⁾」としているが、松久の指摘⁽⁸⁸⁾にもある通り、承認の判断は事後的になされることが一般であるところ、単に弁済しただけであっても、それまでの弁済の経緯等によっては、必ずしも不意打ち的な問題が生じないとは断定できないようにも思われる。おそらく、金山の理解はそういったその他事情をすべて排除し、まさしく一部弁済しただけでは時効の更新は起こらないということを意味していると理解できる。その他事情を含み得る実際の事案においては、一部弁済による更新の範囲をより限定し、「不意打ち」を避ける必要があるように思われる。そこで、弁済充当の制度と間接的に関連付けることで、一部弁済による更新の場面が自ずと制限されると解せないであろうか。次章では弁済充当の制度との関係から時効更新の範

(85) 金山・前掲注(5)160頁。

(86) 金山・前掲注(5)160頁。

(87) 金山・前掲注(5)160頁。

(88) 松久・前掲注(55)70頁。

困に自ずと一定の制限がかけられることで債務者の保護を適切に図れないか検討したい。

第4章 弁済充当と時効の更新

第1節 法定充当と時効の更新

これまでの議論を踏まえると、債務者がどの債務を認識して弁済し、どの債務につき承認したのかに関しては、債務者が債権者に今後の弁済についての期待・信頼を惹起させたということを客観的に評価できるかによることとなる。まずは、令和2年判決の場面を念頭におき、充当指定なき弁済により生じ得る債権者の弁済に対する期待・信頼をいかにして評価するかについて検討したい。

弁済充当の制度は、同一当事者間に同種の目的を有する2個以上の債務がある場合において、債務者がいずれの債務にも足りない給付を行った際に、その給付がどの債務の履行に充当されるべきかを決するためのものである。梅によれば、法定充当に関しては、当事者双方が充当指定しなかった場合に、債務者の意思に最も近い充当方法をとる制度であるとされている⁽⁸⁹⁾。他方で、潮見は「法定充当に関する規定は、当事者の充当意思を離れ、債権をどのように満足させて消滅させるのが客観的にみて合理的かという観点からの法秩序による価値判断を具体化したものである⁽⁹⁰⁾」としている。この点、梅の理解とは相反する理解をしているようにも見えるが、488条4項2号では、債務者のために利益が多いものから先に充当するとされており、潮見は、「費用・利息については、弁済期にあるか否か、弁

(89) 梅謙次郎『民法要義卷之三』（有斐閣復刻版、1912年）269-270頁。平井宜雄『債権総論』（弘文堂、1985年）133頁なども同様の趣旨を述べる。山下も、「弁済者の通常の意味を推測し、殊に弁済者の利益を図って、充当に関する法定の順序を定めたもの」としている（磯村哲編『注釈民法（12）債権（3）』（有斐閣、1970年）216頁〔山下末人〕。）。

(90) 潮見佳男『新債権総論Ⅱ』（信山社、2017年）22頁。

済期が先か後か、債務者にとっての弁済の利益が大きい小さいかを問わない⁽⁹¹⁾」と述べてはいるが、合理的な意思の解釈に際して債務者の利益の考慮を排除する理解とまではいえないであろう⁽⁹²⁾。

以上のように、法定充当においては、債務者の意思に最も近い状況として、債務者の利益をも考えてその順序が法定されていると理解することができるであろう。ここでいう債務者の利益は立法過程において客観的に評価されたものであり、充当指定なき場合の処理を決定する根拠でしかなく、充当指定しなかった場合には、法定充当に従うという積極的な意思を有していることを前提としていると理解すべきではない。すなわち、ここには当然、個別具体的な場面における各債務者の各債務に対する認識の擬制という機能は含まれていないと解すべきである。そのため、法定充当により弁済が行われた債務のみを認識していたか、他の債務についても認識していたかにつき、法定充当の趣旨（債務者の意思にもっとも近いということ）を越えて、債務者に充当される債務についてのみの認識があると判断すべきではない。さらに、債務者はどの債務に充当されたかすら認識していない可能性もあることから、債権者は、法定充当先の債務について債務者が承認し、今後は当該残債務だけでなく他の同種の残債務についても弁済されるとの期待・信頼を抱くことはできないといえる。そこで、充当指定のない一部弁済においては、時効は更新されないのが原則であるとする事で債務者への不意打ちを回避し、他方、債権者から法定充当先についての言及があり、それにより債務者が充当先の債務を認識したといった状況であれば、法定充当先の債務についてのみ時効の更新を認める余地が生じるとすべきであろう。すなわち、金山のあるべき判旨においても示されていたように、いずれの債務にも満たない一部弁済がなされた際に充当指定がない場合には、たとえ一部弁済があったとしても残債務すべての債

(91) 潮見・前掲注(90)20-21頁。

(92) このほか、我妻なども「債務者の利益」という語を用いて法定充当の制度を説明している（我妻榮『新訂 債権総論』（岩波書店、1964年）286-288頁）。

務につき、ただちに時効の更新が起こることはないと思ふべきであろう。

なお、弁済時に充当指定ではないものの、債務の存在や今後の弁済の可能性を示唆するような行為が認められた場合、一部の債務につき時効の更新が起こり得ることは否定しない。また、債務者が充当指定を行わず、かつ、債権者が充当指定を行った際に、債務者が異議を述べた場合にも法定充当がなされることがある。この場合、債権者の充当指定の際の表示方法およびそれに対する異議の内容によっては（たとえば、異議の内容が充当の順に対するものである等）、時効が更新されることも否定しない。さらに、債務者自身が取引に精通していたり、債権者と継続的に取引を行い、一部弁済を繰り返していたりというような場合にも、時効更新の余地はある。もっとも、いずれにしてもこれら事情は債務者が素人ではなかったり、債務者にとって不意打ちとはならなかったりという特段の事情がある場面であるといえる。

以上のように、法定充当そのものによる時効更新事由としての「承認」は観念できず、法定充当のケースでは時効の更新がないことを原則とすべきであり、上記各種要素を考慮した結果、時効の更新が例外的に認められることがあると思ふべきであろう。

第2節 充当指定と時効の更新

令和2年判決の評釈においては、充当指定がなされていれば、その債務について債務者が承認したと扱えるとの評価もみられる⁽⁹³⁾。それでは、充当指定することに積極的に債務承認の効果を見出すことができるか。充当指定の目的もまた、債務者が自身にとって都合の良い充当を指定できる機会を確保するというものが第一にあり、充当指定「権」とこれを理解するならば、充当したい債務を特定できる方法(契約日や弁済期等による指定)でこれを行えば十分である。そのため、充当指定に際して、どの債務を認

(93) たとえば、香川・前掲注(6)5頁など。

識しているかを全て表示することは必ずしも期待できない。茂木の指摘にある、「弁済する際には、(a) 全債務の存在を認識している、(b) 全てではないが複数の債務の存在を認識している、(c) 残存する債務はあと1つと認識しているという3つの可能性がある⁽⁹⁴⁾」という事情は、充当指定の場合にもある程度共通することである。充当指定ありの弁済がなされたという事実から導けるのは、充当先の債務を認識しているということのみであり、どの範囲まで債務の認識が広がり得るかは判断することはできないはずである。

「充当指定権者が充当指定の意思表示をしたものの、どのような指定がされたのかを複数の意味で理解することが可能な場合には、意思表示・法律行為の解釈に関する準則に従い、その内容を確定する必要がある⁽⁹⁵⁾」と考えられており、「充当指定意思が明示されていない場面でも、指定権者の一定の行為態様その他の事情から充当指定意思の表示があったと推認することができる場合もある⁽⁹⁶⁾」との処理が、債務者の認識の範囲を評価するうえでも妥当であろう。ただ、そこから時効の更新があったかという問題に結び付けるには、さらなる要素を考慮しなければならない。金山が例に挙げていたような場面では、債務の存在を承認したとしても、弁済の意思がそこになれば、債権者は弁済を得られるという期待・信頼を抱き得ないからである。

では、明示の充当指定があった場合はどうであろうか。明示の充当指定があった場合には、充当先の債務の存在を債務者が認識し、まさにそれについて一部弁済を行っていることから、債権者が今後の弁済を期待し、信頼することは正当化されるといえるため、当該弁済により充当先の債務の承認があり、時効が更新すると評価してよいであろう。充当されなかった債務の承認については、いかなるプロセスで充当指定がなされたかにより

(94) 茂木・前掲注(6)123頁。

(95) 潮見・前掲注(90)19頁。

(96) 潮見・前掲注(90)19頁。

判断されるべきであり⁽⁹⁷⁾、その立証は債権者が負担すべきであろう。大審院大正7年判決は「同一ノ債権者債務者間ニ数個ノ債務関係存在セル場合ニ於テ債務者カ債権者ニ対シ単ニ決算ノ為メ猶予ヲ求メ其孰レノ債務ヲ承認シタルヤ不明ナルトキハ債権者カ総テノ債務ニ付キ請求シ債務者ニ於テ之ヲ承認シタルモノト為ス実験法則アルナク其孰レノ債務ヲ請求シ債務者カ承認シタルヤハ之ヲ主張スル債権者ニ於テ立証ノ責ニ任スヘキハ当然」とし、また、大審院昭和12年5月28日決定判決全集4輯10号25頁は、「債権カ時効ニヨリ消滅シタルヤ否ヤノ争点ニ関シテハ弁済（承認）ニヨル中断アリタルコトハ債権者ニ利益ニシテ債務者ニ不利ナル事実ナルカ故ニ債権者ニ於テ立証セサルヘカラス」とするなど、いずれの債務に対する弁済（承認）であるかが不明であれば、その立証は債権者が行うべきであるとされる。一般的には、充当指定そのものと他の債務の認識があるかという問題は直接的関連性がないと考えられる。もっとも、稀なケースではあるかもしれないが、たとえば、債務者が自身の負っている全債務を列挙したのち、充当指定を行い、今後の弁済の意思も表明したような場合には債権者もすべての債務について今後弁済があるであろうとの期待・信頼を抱くであろうから、債務の承認があったとして更新の効力を認めてもよいであろう。明示の充当指定は債務の存在の承認に直結する要素とは言えないが、そのプロセスにおいて認識が顕在化するか、両当事者に共通認識が形成されたと評価される場合、債権者の弁済に対する期待・信頼が生じ得ると解すべきではないか。

他方で、黙示の充当指定の場合はどうであろうか。同一当事者間に複数債務が存在し、ある特定の債務の額と一致する弁済が行われると黙示の充

(97) 同様の趣旨を述べるものとして、たとえば、白石は「貸主の催告の態様や一部弁済時の借主の態度などの事情次第では、弁済が充当される債務のみならず全債務についての時効障害となる可能性もあると解される」（前掲注（6）61頁。）としており、金子（前掲注（6）20頁。）や丸山（前掲注（6）108頁。）も同様にその他事情の考慮の可能性を示唆している。

当指定による処理がなされ、一般的には当該弁済額と一致している債務を債務者は承認しており、他の債務については承認していないと扱うべきこととなろう。なぜなら、債権者と債務者の間で共通認識が形成されていると評価でき、それにより債権者は弁済を得たのは当該債務であると期待・信頼するからである⁽⁹⁸⁾。もっとも、この場合において、他の債務についても弁済の意思があるかは定かではない以上、債務者による将来の弁済についてまで債権者の期待・信頼が生じていると評価することは過度に債権者を保護することになる。すなわち、特定の債権額に一致する弁済がなされた場合であっても、「ひとつの債務を弁済してくれたのだから、他の債務も弁済してくれるだろう」という期待はあまりに希薄であり、それは債権者であれば誰もが常に有する期待の範疇を出ておらず、一部弁済があったから生じている期待・信頼とまでは評価すべきではない(もし、この場合に時効が更新されるならば、いかなる弁済行為も常にすべての他の種類の債務までをも承認していると評価されかねない)。なお、黙示の充当指定は、債務者による指定がなく、債権者も指定をしなかったが、共通認識が形成されているとの解釈から充当先が指定されたと扱われるものであるため、仮に債務者が充当指定せず、債権者が他の債務に充当する旨の表示をし、債務者がこれに異議を述べなかったとすれば、明示の充当指定があった場合と同じく時効更新の余地は生じる。

また、黙示の充当指定の場面において、債務者が意識することなく行った一部弁済が、偶然、ある債務の金額と一致するという可能性がある。一般的には、利息や遅延損害金が生じており、弁済期も異なる複数債権がある場合とは異なり、親族間での貸付けのように無利息が前提とされ、遅延損害金等も一切請求しないという場合であれば、その可能性がある。非常

(98) 弁済がなされたとしても、事後的に過去の弁済が別の債務に対する弁済であり、金額の一致していた債務は時効消滅していると主張することも考えられるところ、弁済がなされたからといって時効の問題がなくなるわけではないことに注意が必要である。

に特殊な場面ではあるが、親族間であるからこそ弁済がおろそかになり長期間放置され得ることを考えると、考慮はすべきであろう。このような場合、必ずしも黙示の充当指定通りの承認があったとは評価できない。偶然、金額が一致しただけの場合も、これまで債務者が弁済期の近いものから順に弁済しており、今回も従来どおりの弁済がなされていると債権者も理解していれば、当該弁済により生じた期待・信頼は最も弁済期の早い債務についての今後の弁済というものととまり得る⁽⁹⁹⁾。

第3節 小括

以上のように、本章では、弁済充当の制度と紐づけることで自ずと時効更新の範囲が制限され、法律知識に乏しい債務者を不意打ちから保護できるかにつき、法定充当の場合と指定充当の場合とにわけて検討を行った。

第1節で示したように、法定充当とは、複数債務がある場合に一部弁済がされると、いずれの債務の額が減少するのかといった計算上の制度であるといえ、両当事者による充当指定がない場合には、原則として時効の更新はいずれの債務についても起こらないとすべきであろう。とりわけ、債権者が包括的に残債務すべてについて今後も弁済が得られるとの期待を抱いてよいかについて、単なる弁済の事実から期待・信頼が導かれてしまうのであれば、まさに金山の危惧した不意打ち的な時効の更新が起こってしまうからである。債権者にも充当指定の機会が確保されているという点から、また、充当先についてすら債権者に立証責任が課せられているという点からも、債権者が債権管理の一環として充当指定を行うことをせず、債権者が一方的に抱いた期待・信頼をもって残債務全ての時効更新を主張

(99) 香川も黙示の充当指定に関して、「特定の債務に充当しようとする債務者の内心的意思を、債権者が知りまたは客観的に知りうべかりし場合には、内心の意思にしたがい、その弁済につき充当に関する一方的意思表示があったと解することができる」としており、黙示の充当指定の対象の決定においては両当事者の意思が影響することを示している（香川・前掲注（6）5頁。）。

し、これを認めることは妥当ではなく、そのようなことを認めることは債務者にとってあまりに酷である。この問題はすでに時効にかかっている債務についての承認にもかかわらず得るものであり、不意打ち的に時効が更新するだけでなく、援用権が制限され得ることも危惧される⁽¹⁰⁰⁾、より慎重に判断されるべきであろう。

他方で、第2節において検討した充当指定がなされた場合に関しては、債務者の充当指定の態様から債権者に今後の弁済の期待・信頼を生ぜしめる可能性があるといえるため、充当のプロセスから充当先の債務や場合によっては他の残債務について時効の更新が生じ得る余地が認められてよいであろう。もっとも、黙示の充当指定については指摘したとおり、特殊な場面においては更新の効力が認められないことがあり得ることは注意が必要である。

第5章 結びにかえて

第1節 令和2年判決について

本稿の目的は時効の更新事由たる「承認」について、時効制度の趣旨と整合した形で把握し、さらに一部弁済のあった場面でこれを評価する際における当事者意思の考慮の必要性及び考慮要素を検討することであったが、ここでは疑問の出発点となった令和2年判決についても触れておきたい。

以上の法定充当・指定充当の場合における時効の更新に対する理解に基づくと、いずれの債務の額にも満たない一部弁済があり、両当事者の充当指定なく法定充当がなされた場合、原則として時効の更新は起こらないこととなる。あらためて、令和2年判決を基にこのように理解すべきであるということを、時効の存在理由との関係も踏まえて示したい。

たしかに、承認による時効の更新は債権者に生じた期待・信頼を保護す

(100) 本稿第2章第3節(1)(D)参照。

ることにあるが、他方で時効には債務者を証拠保全の負担から解放するという機能も認められるところ、債権者の期待・信頼のみを根拠として時効の更新を認めてしまつては、債務者にとって酷である。すなわち、債務者の行為に債権者の期待・信頼を生ぜしめ、時効を更新させるだけの性質が認められる必要がある。「承認」とある以上、債務者の関与を排除すべきではないであろう。このように考えると、1つの債務の一部弁済において時効が更新されることは十分に認められ得る（例外的な場面があり得ることについては後述）が、複数債務の一部弁済に関しては、どの債務に充当するかも示されていない状況では、債権者の有する期待・信頼は、「債務者は何らかの債務を弁済する意思を有しているのだ」というところにとどまり、具体的にどの債務の弁済に意欲的であるのかということに関する期待・信頼は生じないと考えるべきである。期待・信頼を持ったということを債権者が立証することが困難であることから、令和2年判決は残債務全てに関する更新（中断）を認めるような判断を行ったのかもしれない（実際、評釈においても立証責任の軽減を本判決の意義に挙げるものもある⁽¹⁰¹⁾）。もっとも、この立証困難の問題は、債権者自身の行為によりあらかじめ一定程度は回避できるものであり、債権者の漠然とした期待・信頼と債務者への不意打ち的な扱いを前提としての時効の更新は認めるべきではない。債務者からすれば、すでに消滅していると認識しているような債務についてまで時効の更新が生じては、証拠管理上、負担が大きくなってしまふ。令和2年判決の前提には、債務を弁済していないのであるから、当然そのことを債務者は認識しているかのような評価がなされ、だからこそ債務者は充当指定をすることも可能であったと判旨にあるが、それは弁済していないという結果論からの評価であろう。債権者であれば抱く抽象的な期待が具体化するとまでは評価できない一部弁済の場合には、時効の更新を広く認めるべきではないであろう。このように考えると、令和2年判決

(101) 小島・前掲注(6)149頁。

の場合いずれの残債務についても時効の更新はないこととなり得る⁽¹⁰²⁾。

さらに、以上のような弁済充当制度および時効更新事由としての承認の性質から以外にも、本判決には疑問が残る。それは、充当指定を実質的に義務付けるかのような(充当指定をしないならば時効期間のリセットというデメリットを負わせる)最高裁の判断は、個人間での金銭消費貸借契約のような場面において債務者に過度の負担を課すこととなり、妥当ではないという点である。そもそも、仮に最高裁のように考えたとして、そのような処理は時効制度の趣旨に反しないのであろうか。とりわけ、「権利の上に眠る者は保護に値しない」との趣旨からみると、本判決の判断には疑問が残る。

令和2年判決は、債務者が充当指定することができるのにそれを行っていないという点に着目しているが、弁済充当の制度において、債務者が充当指定を行わない場合、債務者に代わって債権者が充当指定を行うことができる。通常、債権者は自身の債権が消滅時効にかかりそうな場合、時効更新の手続をとることが求められている。これは、まさに「権利の上に眠る者は保護に値しない」との趣旨の表れであり、催告による完成猶予や訴えの提起による更新といった手立てが用意されている。また、債務者に対して書面による承認を求めるといった方法等もとることができる。すなわち、同一当事者間に複数の同種の債権が存在し、債務者による充当指定のない一部弁済がなされた場合、債権者は充当指定を行い、債務者が債務の不存在を理由とする異議申立てを行わなければ、指定の際に示した各債権の消滅時効期間を更新することができるのである⁽¹⁰³⁾。令和2年判決の示し

(102) 本判決が引用する大審院昭和13年判決では複数回にわたる貸付けと一部弁済があったという事情から、債権者が期待・信頼を抱いたとして時効は中断(更新)されたと理解することができるが、常に一部弁済が残債務全ての時効を更新するとの先例としては評価すべきではない。

(103) 氷見は令和2年判決の射程の議論において、同判決はあくまで「借主が弁済を充当すべき債務を指定することな」しに一部弁済したことを求めているため、債権者が充当指定する場面においては、同判決の射程が及び、全債務の時効が更新されるとしている(氷見・前掲注(6)440-441頁。)

た規範を反対解釈すると、債務者が時効の完成を目指して意図的に未弁済の債務の承認を避けるように充当指定することを求めることにもなりかねないが、本来、債権管理を行い、消滅時効が完成しないようにするのは債権者自身の責任においてなされるものであるところ、債権者による充当指定を求める方が「権利の上に眠る者は保護に値しない」との趣旨に合致するものではないであろうか。

この点も含め、最高裁の判断は過度に債権者の保護に傾倒しており、債権者の怠慢を認めるかのような判断であったと言わざるを得ない。

第2節 本稿のまとめと今後の課題

以上、本稿では時効の更新事由たる「承認」について、一部弁済のあった場面でこれを評価する際における当事者意思の考慮の必要性を検討した。一部弁済においては、特に債務者の認識に加え、当該行為により債権者に今後の弁済への期待・信頼を抱かせたかについて、当事者の行為等から当事者の意思を解釈する必要があることを指摘した。また、弁済充当の制度と時効の承認とは関連性がないと理解されているが、両当事者による充当指定なき場合の法定充当においては、その弁済という行為に原則として債権者の期待・信頼を生じさせる意思的要素はないとの解釈をすることにより、時効の更新が過度に認められることがないとすべきであるとの理論を展開した。

なお、本稿で示した理論によれば、1つの債務につき一部弁済を行った場合にも、時効の更新の効果が生じないこともあると考えられるが、複数債務の一部弁済の場合に比して、債権者が残債務の弁済を期待・信頼する蓋然性が高く、また、債権者に債務の特定といった作業が求められないため、更新が生じないことは稀であろう（残債務の存在を認めつつ、責任財産が尽きたことを債権者に伝えたような場合に限られるであろう）。このように、一部弁済であっても、債務が1つか複数かというだけでも債権者

の期待・信頼の評価が大きく変わり得ることからも、当事者の属性(取引(とりわけ債権・債務管理)において素人であるか玄人であるか)、当事者の関係性、それまでの取引の経過、一部弁済が繰り返されていたかなど種々の要素を踏まえて、債権者が期待・信頼を抱く場面であったか、そして、債権者としてなすべき債権管理がなされていたかといった事情から承認による時効の更新を認定すべきであろう。

本稿では令和2年判決を基にした分析しか行えておらず、他の承認の場面に関しては先行研究によるとしたところ、今後は、他の承認の場面も含め、当事者の意思の解釈や当事者の属性の考慮の必要性があるのかについて検討を行いたい。あわせて、他の時効更新の場面においても、当事者の意思がどのように考慮されて制度設計され、運用されているのかも分析し、時効制度における当事者の意思の役割を明らかにしたい。

さらに、債権者の期待の正当性の評価にあたり、当事者の属性⁽¹⁰⁴⁾や行為態様等を考慮する必要性は、時効の援用権の制限の場面や、時効利益の放棄があったかが争われる場面においても認められるのではないであろうか⁽¹⁰⁵⁾。本稿では検討を行っていないが、承認の場面と同様に援用・放棄も両当事者の認識や債権者の期待が関わる場面であり、まさに時効制度の規定の中でも当事者の意思が行為等に表れるところであるため、今後は、各場面において当事者の意思をどのような要素に基づき解釈する必要があるのかを検討したい。

(本学法学部准教授)

(104) なお、丸山は大審院大正7年判決と令和2年判決の理論枠組みが一緒であるにもかかわらず結論が異なることに言及する際、「債務者の属性および債務の種類の違いが結論を分けた」と評価しており、当事者の属性が考慮され得ることを示している(丸山・前掲注(6)105頁。)

(105) すでに、時効期間の合意による変更の場面において当事者の属性や権利の性質を考慮する必要性があることは指摘している(拙稿・前掲注(3)307頁以下)。